

第三に、国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有することとしております。

第四に、内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとするとしております。

第五に、国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとするほか、有人国境離島地域内の所定の土地について買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしております。

第六に、特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとするとしております。

第七に、国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするほか、住民の雇用機会の拡充を図るため事業に係る一定の費用の負担の軽減について適切な配慮をする等、特定有人国境離島地域に係る施策を講ずるものとするとしております。

第八に、国は、毎年度、予算で定むるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとするとしております。

第九に、この法律は、一部を除き、平成二十九年四月一日から施行することとしております。また、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(神本美恵子君) 以上で趣旨説明の聴取

は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

初めに、私からも九州地方の地震で犠牲となった方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本法案は、離島の中でも自然的、社会的条件の厳しい海外離島の振興を主眼とし、離島住民、離島自治体の強い要望でもある離島航路の整備強化に資するものとして賛成をいたします。

先週末、私の事務所のスタッフが九州の西にある長崎県五島列島南西部の自治体、五島市を訪ねまして、地域振興の取組、国への要望などを伺ってきました。

五島市は、長崎港から約百キロ、フェリーで約三時間、高速船でも約一時間半掛かる福江島を中心に、十一の有人島と五十二の無人島で構成されている離島自治体であります。二〇〇四年に一市五町が合併して五島市となり、現在、約二万世帯、四万人が暮らしておられます。島には美しいツバキが自生し、古くは遣唐使が往来するなど大陸文化との交流拠点でもありました。また、遠洋漁業や捕鯨の一大拠点として栄えた時期もありました。

現在は、人口減少、高齢化が進む中で、五島市は雇用を生む島づくりを掲げ、地場産業の育成、五島ブランド、特産品の振興に取り組んでおられます。ツバキ油、あるいはマグロ養殖、タカナやプロッコリーなどの野菜、五島牛などに力を入れておられました。また、古くからのキリスト教の潜伏信者たちが建てた教会群遺跡で世界遺産の登録を目指すなど、観光の振興、交流人口の拡大にも取り組んでおられます。

しかし、離島ですから、やはり本土にはない困難が伴います。長崎と福江島を結ぶフェリーは往復約五千円、高速船だと往復一万円、長崎から飛行機で五島空港まで行きますと往復二万円掛かると聞きました。その福江島から更に十一の離島に

行くには、また船を乗り継いで行かなければなりません。

提案者に伺いますが、離島住民から出されている離島航路あるいは離島航空路の維持や運賃の低廉化の要望についてどうお考えになるのか、また、どの程度の運賃の低廉化が必要とお考えなのか、お答えください。

○衆議院議員(鷲尾英一郎君) お答え申し上げます。

昨年の六月、全国離島振興協議会におきまして、離島航路・航空路支援の抜本拡充を求める特別決議がされたこと承知しております。提出者といえども、離島航路、航空路の維持及び運賃等の低廉化について極めて重要な問題であると認識いたしております。

委員御承知のとおり、離島が他の地域に比べまして大変厳しい状況にある大きな要因の一つが、海で隔絶をされているということで交通に要する費用が大きくなるということと考えており、離島、とりわけ国境離島の地域社会を維持するためには離島航路、航空路の運賃等の低廉化が極めて重要な施策であると認識をいたしております。

そこで、本法案の第十二条におきまして国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化について、第十三条におきまして国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化について、それぞれ特別の配慮をするものとし、重点的に実施すべきこととしております。

提出者といましては、航路、航空路の運賃等の負担につきまして可能な限り低廉化することを期待をいたしているところでございますけれども、施策の詳細な中身及び制度設計につきまして、今後、内閣総理大臣が基本方針を定めた上で、政府及び都道府県において本法案の趣旨を踏まえて適切に検討されるものと考えております。

以上です。

○山下芳生君 重要性の御認識はよく分かりました。どの程度かというのは今後政府が基本方針を定めるなどということですが、私、一つだけ

ちよつと議論しておきたいのは、離島自治体や離島の議会の関係者からは、フェリーや高速船はせめてJR料金並みにしてほしい、それから飛行機はせめて新幹線並みの料金にしてほしいという要望が出されております。この声、私はそれ聞いて、新幹線並みの料金だってまだ高いじゃないのと思いましたが、今はそれ以上飛行機に乗れば掛かるということですね。

せめてこのぐらいにしてほしいという声について、提案者の皆さん、どうお考えでしょうか。

○衆議院議員(鷲尾英一郎君) 私も選挙区内に離島を抱えておまして、そのような声が強いということはもう本日に承知をいたしておまして、これはもう予算が確保されればされるほどその住民の皆さんの御要望に近づくのかなというふうに思っておりますが、何分これは財政の制約もこれあり、今後政府で検討されることをひとえにお願いする次第でありまして、提出者としても、先生のお気持ち重々承知しております。住民の皆さんの御要望に沿った形で制度が運用されることを期待をしたいと思っております。

○山下芳生君 もう離島では、人の往来、物資の運搬コストが高い、どうしても食品始め生活必需品、あるいは様々な商売のための仕入れや販売、これ費用が割高になつてまいりますので、私のスタッフが開いたところ、農業、漁業、建設、製造、観光、あらゆる分野で移動、運搬のコストが大きなハンディになっていると。島に暮らし続ける、島で営みを続ける限りせめて本土と同じ土俵にしてみたいという声が痛切に出ておりますので、国交省中心になるんでしょうか、しつかり受け止めていただきたいと思います。

さて、五島市内の島々の人口は、一九五五年、昭和三十年に比べて約五六%も減つたと聞いております。毎年、高校卒業生約三百人のうち九割以上が進学や就職のために島を出てしまふ、人口減と高齢化が急速に進んでおり、現在、高齢化率は三三%と聞きました。

特に深刻とされているのが漁業従事者の急激な

減少であります。五島市の就業者数は現在一万七千人で、二〇〇〇年と比べて約一六％減少しておりますが、とりわけ漁業従事者は三七・五％減少し、四割近く減っちゃったということです。じゃ、一次産業全部そうかといいますと、農業従事者を見ますと七・三％の減少にとどまっておりますから、漁業の従事者の減少というのは大変深刻な問題になっております。

提案者に伺いますが、離島において若者の雇用の場を確保することは非常に重要な課題、特に一次産業、とりわけ漁業の就業者を増やす取組の意義についてどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(中野洋昌君) お答え申し上げます。

漁業への就業者を増やす取組の意義ということでお尋ねがございました。特定有人国境離島地域に係る地域社会が維持をされるためには、有人国境離島地域の住民の雇用の機会が確保され、経済的に自立をした生活が可能でなければならぬ。そのためには、雇用を創出する事業の存在というものが不可欠でございます。

そこで、本法案の第十五条におきまして、雇用の機会の拡充を図るため、事業の事業規模若しくは事業活動の拡大又は事業の開始に要する費用の負担の軽減をする、また職業訓練の実施を講ずる、このようにされておまして、こうした施策を通じて御指摘のございました漁業を含めた就業者の増加というものが期待をされる、このように考えております。

漁業は、特定有人国境離島地域における重要な産業であります。また、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に重要な役割を果たしていると言えます。このような重要性を有する漁業に若い就業者を始め離島住民の雇用の場を確保することは、漁業従事者の多い特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持、ひいては有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点の機能の維持にとっても極めて重要な意義を有している、このように考えてお

ります。

○山下芳生君 そこで農水省に伺いますが、農水省の支援事業に農業への新規就業者支援がありま

す。農業研修時に最大二年間、その後、認定新規就業者給付金が最長五年間、合わせて七年間、年間百五十万円までの給付金制度があります。しかし、漁業の方を見ますと、新規就業支援に漁業学校等に通うなどの就業準備支援が最大二年間、その後、就業・定着支援として雇用型、幹部養成型、独立型とあるんですが、それぞれ期間が一年か三年なんですね。農業に比べて短いんです。

島の一次産業の後継者は地域の宝、提案者から先ほどそういうお話がありましたけれども、農業と同様に漁業も支援期間をもう少し延長する必要があると思うんですが、水産庁、いかがですか。

○政府参考人(水田正和君) お答えいたします。

漁業が将来にわたって持続的な発展を図っていくためには、若い世代を中心とした意欲のある新規就業者を確保していくことが重要であるというふうに考えております。このため、漁業への就業希望者が経験ゼロからでも円滑に就業できるように、新規漁業就業者総合支援事業として就業の段階に応じた支援というものを実施をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、漁業への就業に向けて漁業学校などで学ぶ若者に対する就業準備資金の給付でございますが、これは年間百五十万円、最長二年間ということでございます。それから、新規漁業就業者の就業現場での実地による長期研修ということで最長三年間ということでございます。合わせて最長五年間の支援というものをを実施をしているところでございます。

先生御指摘のとおり、農業との支援期間の差異はあるわけでございますけれども、漁業の場合には、安全な操業のために、例えば十分な船の操縦技術とか、こういったものを実地で習得していく必要があるというふうに考えておまして、こう

いった農業との違いを踏まえまして、限られた財源の中で研修に重点化した支援というものをやっているところでございます。

この研修を受けた後に独立して安定的な漁業を営むことが可能となるように十分な研修を行ってまいりたいというふうに考えているところでございまして、今後とも、こうした対策を継続的に実施し、新規就業者の確保、定着に努めてまいりたいと考えております。

○山下芳生君 要望がありましたし、それから漁業の就業者が激減しているという実態を踏まえての提案ですので、より真剣な検討を求めていると思います。

島で生産された特産品を島の外に販売する取組が様々な産業で努力されておりますが、先ほど言ったように、輸送コストが高いことが大きなハードルになっているわけですが、そこで国交省に伺いますが、離島輸送コスト支援事業、戦略産品の移出に係る輸送費支援というものがありませんか、簡潔に説明いただけますか。

○政府参考人(館逸志君) お答え申し上げます。

ただいま御質問のございました輸送費支援でございますけれども、離島活性化交付金でございますが、現行の改正離島振興法の施行に合わせまして平成二十五年度に創設されたものでございまして、これは定住促進、それから交流促進、安全安心向上の三つの事業が柱となっております。このうち、定住促進事業として島の特産品を戦略産品として位置付け、その移出及び原材料の移入のための海上輸送費の支援を行っているところでございます。

離島活性化交付金の活用は離島と本土との格差是正等に資するものであり、今後とも適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○山下芳生君 というものがあるんですが、その戦略産品の輸送コスト支援の品目が四品目に限られていると聞きました。なぜ四品目に限っているんですか。

○政府参考人(館逸志君) 御質問のございました

輸送支援の対象品目でございますが、これは元々、平成二十五年度、制度創設時、交付金の予算規模もございまして、それに鑑みまして、地元の御要望を伺いながら、対象品目が当初は三品目でございました。その後、地元から対象品目の拡充について強い御要望をいただきまして、関係省庁と協議した結果、平成二十五年度補正予算により四品目へと拡充したところでございます。さらに、平成二十六年度補正予算より、戦略産品一品目につき原材料費等一品の移入に係る輸送海上費の支援の対象としております。そういうことで、制度の充実には意を用いておるところでございます。

このように、離島の海上輸送費支援についてはこれまで最大限努力しておるところでございます。今後とも地元からの御意見、御要望を十分伺いながら、更なる拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下芳生君 更なる拡充ということがありますが、五島市の商工業者の方は、なぜ四品目に限定するのかやはり強い声が出ているんですね。輸送コスト支援の拡充を求める要望書が出されております。

こういう一生懸命取り組んでおられる方に聞きますと、何社かが集まっている取組されているんですけど、メンバーの本土企業向けの出荷額が二年前のデータで約二十億三千五百万円あったと、非常に大きな産業になっているわけですが、合わせれば、島の雇用も生み出されているわけですね。

縫製工場を経営するある社長さんの話を伺いました。技術力があっても価格競争で仕事が取れないんだ。運送費、経費の高いところになぜ発注するのかわからない。どうしても本土の企業から言われてしまう。この社長さんは、シャツやインナー製品、下着を有名メーカーに納めているわけですが、身に着けるものだから高い縫製技術、品質管理が求められております。少ないロットの注文や全国からこういうものは作れるか

という特注の問合せも少なくないんですが、こういうことにしつかりと応えることによつてこの会社を維持してきたわけですね。ただ、離島がゆえに仕入れに、あるいは出荷に係る割高のコストが足かせになっておりまして、本土なら一箱当たり七、八百円の運送費も、島では千二百円というふうに聞きました。

この社長さんは、我が社には三十四人の従業員がいる、去年、高校卒業生も雇い入れた、島に働く場所がなければみんな島を出ていってしまう、人が減ればどんどん島に住めなくなる、国の支援で輸送コスト支援があるのなら、雇用創出のためにも対象を広げてほしい、本土の企業と同じ土俵で勝負させてくれるだけでいいと訴えられました。これはもう時間もありませんから、聞いておいていただいたいんですけども。

五島市の場合、今言われたような方々は全部品目から外れているわけですね。輸送コストの支援対象となる戦略産品として五島市は、野菜、芋類、二つ目に牛、豚の運送費、三番目に鮮魚類、四番目に家畜、養殖用飼料などを指定しておられますが、非常に有名な五島うどん、ツバキ油が練り込まれた風味のある五島うどん、これはいろんな新聞なんかでも全国紙に載っていますよね、これは残念ながらその支援対象になっておりません。あるいは、かんころ餅、これも有名ですけども、なっております。

せっかく特産品があつて、全国にもニーズがあるのに、四品目に限られているがゆえにこの輸送コスト支援が受けられないということになっていくわけですね。これやはり早急に離島の振興というのであれば拡充すべきではないかと思ひますが、もう一度どうぞ。

○政府参考人(館逸志君) 先生御指摘のように、戦略産品の輸送コスト支援は大変重要なものと考えております。

今、長崎県、御指摘のございました五島市で魚介類を中心にこの四品目、いっぱいいっぱい使っていたらどうですか。その現状をよく踏まえま

して、地元の御要望も踏まえまして取り組んでまいりたいと考えております。

○山下芳生君 高校生のアンケート、昨年、市内高校生、五島市ですけれども、九百三十人、四〇%が高校卒業後は島外に住むと答える一方で、五二%の高校生が将来的には五島市に戻りたいと回答されております。五島に良い仕事があれば戻りたい、結婚や出産のときに戻りたい、定年後あるいは親の介護が必要になったら戻りたいなど、地元への意識はやはり高いと言わなければならぬ。そういう点では、雇用の場、それを維持するための輸送コストの低減策の拡充、しっかりと進めていただきたいと思ひます。

もう時間が来ましたので、最後にT.P.P.に関して、平成二十五年の三月、長崎県五島市議会でT.P.P.交渉参加表明に強く抗議し撤回を求める意見書が可決されております。五島市長が議会で答弁いたしました。T.P.P.による影響額、農業では、平成十八年の農業生産額、出荷額五十六億六千万円のうち、米、牛肉、豚肉、大麦、小麦、茶等で二十八億七千四百万円が減少する試算結果が出たと。漁業では、特にアジ、サバ、イワシ、イカ、カツオ・マグロ類、五島などでは影響が大きく、四十三億円影響があるんじゃないかと言われております。

もう答えは要りませんが、離島の振興というのであれば、それを根本から打撃を与えるような、産業に打撃を与えるようなT.P.P.の承認、急ぐべきではないということをお願いして、質問を終わります。

○山本太郎君 熊本、大分におけます震災で亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

予測不能な地震の多発に鑑み、最大限の予防原則にのっとりた危機管理、政府にお願いをいたしまして、質疑に入りたいと思ひます。

改めまして、生活の党と山本太郎となかまたち

共同代表、山本太郎です。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案について質問をいたします。

もう当然なんですけれども、日本は島国ですよね。いわゆる島嶼、大小様々な島を全て合わせるに六千八百五十二、そのうち有人の離島は四百十八。日本の領土、領海のアウトラインを描く離島の数々に対して人口が減らないように振興させようなどの離島振興策も盛り込まれているのが本法案であると。

この法案の原案には、我が国の主権的権利を侵害する行為であるとか国の行政機関の施設の設置として自衛隊等の文言が入っていたと聞いたんですけれども、原案の方に。本法案が成立した先、領土の拡張を図る他国との無用な紛争の原因になる可能性、そういうことを心配しちゃうんですよね。そんな心配は無用ですから、あり得ませんからと一言で是非言いつつ切ったんだと思います。

○衆議院議員(武部新君) 委員にお答えいたします。

そのようなことを想定してこの法案を出したわけではございません。

以上です。

○山本太郎君 では、もうそのような心配はないと、安心してくれと。

○衆議院議員(細田健一君) ありがとうございます。

まず、この法案の提出者の思いでございますが、先生先ほどお話ございました、例えば私の地元の佐渡でございますら、本場にピーク時の人口の半分以上に人口が減っております。先ほど共産党の先生からお話ございましたが、本場にこの人口減少、非常に厳しい状況をもう何とかしてほしいという切実な声がございます。この切実な声に答えるためにこの法案を発議者として提案をさせていただいております。

それで、具体的なその方策といたしましては、今後、法案にありますとおり、内閣総理大臣がいわゆる基本方針というのを定めて各種の施策を講じていくわけでございますが、この基本方針の内容容でございます。法案を御覧になっていただければ、例えば有人国境離島の保全に関する政策としては、国の行政機関の施設の設置でありますとか港湾等の整備でありますとかを掲げておりますし、あるいは、有人国境離島に関する地域社会の維持に関しては、これはもう先ほどからお話ございました、いわゆる定期航路事業に関する運賃の低廉化でありますとか、あるいは生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、あるいは雇用機会の拡充ということを入れております。

こういう政策メニューを御覧になれば、基本的にはその御懸念は当たらないというふうに私どもとしては考えております。

○山本太郎君 なるほど、非常に手厚い内容になっているんだと。島の皆さんの暮らしが豊かになるような手厚いメニューになっていますというお話がよく分かったんですけれども、それでは提出者の方にお聞きしたいんですけども、今回の法案による施策の予算規模ってどのくらいを想定されてますか。

○衆議院議員(細田健一君) 今、私どもとしましては、先ほど、新規の予算としては、この法案というのがある有人国境離島が有する我が国の領海等の保全に関する活動の拠点としての機能を維持する目的で離島に関する施策を講ずること、各府省が現在離島について講じている施策とは全く別に新たな施策が講じられることになりまして、その新たな施策について、既存の施策についての予算とは全く別に新たな予算がしかるべく計上されるというふうに考えております。

ただ、その新規予算の規模については、これらに掲げられております特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策が着実に実施されるよう、政府において種々の状況を勘案した上で

適切な額が計上されるというふうに私どもとしては大きな期待を寄せております。

○山本太郎君 具体的に言うとならないんだと、値段についてとか予算については。政府が具体的に決めるということなんで、じゃ、政府の方にお聞きしていいですかね。

これ、どれぐらいの規模の予算というものを考えられていますか。

○政府参考人(加藤由起夫君) お答え申し上げます。

本件、議員立法でございますして、政府といたしましては、法案が成立いたしました後に、法律の趣旨を踏まえまして必要な措置について政府全体で検討してまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○山本太郎君 手厚いいろんな施策というものがメニユーとして並んでいるにもかかわらず、そこに幾らぐらい投入するというような、何というんですか、イメージというものも伝えられないというのが非常に不思議な話だなというふうに思うんですよ。

現在、離島は人口が減り続けていると。昭和三十年には九十九万人だったのが平成二十二年四十二万人、大幅に減少した。離島での生活を支えるために、過去、離島振興法というものが作られたけれども、現在も離島では収入が低いと。ぎりぎりの生活を送っている方々、多くいらつしやいます。

国土交通省離島振興課、平成二十一年度離島の生活構造改善に関する調査報告書によると、離島と全国の年間世帯収入を比較すると、全国六百三十七万円に対して離島は五百十三万一千円。支出のうちで光熱費、水道費を比較すると、一世帯当たり、冬場、離島は本土の一・六倍、交通費については、一世帯当たり、夏場は離島は本土の一・五倍だそうです。あくまでもこれは世帯年収ですもんね、その支出を平均したものから出されていると。離島の生活が詳細に反映されたものとは言い難いと思うんですけど、しかも調査、これのみなんですって、これ以降の調査も行われていないと聞きました。離島の方々の暮らしについて余り関心ないんじゃないかなって心配しちゃうんですよ。

離島の役場に勤める私の何人もの友人がいるんですけども、この件について聞いてみたんですよ。こんなに世帯年収が多いわけというふう

に聞いていくと、まあ大手が参入している地域であつたりとか公務員であつたりとか建築業などでもうかつている社長さんとかが離島で平均年収を押し上げているだけのことじゃないかと。実際は、一般の方々の収入、月額十二万円から十五万円、いいところで二十万円超えたら島ではすごいなという話になるというのが共通の意見だったんですよ。

島の物価は、先ほど山下先生の方からもお話あつたとおり、輸送費などもかさんで、とにかく物価が輸送費などにも乗せさせられて高くなる。その上に消費税ですもんね、踏んだり蹴つたりというような状況にされてしまうと。ワーキングプア若しくはそれに近い収入で都会よりも高い物価なんだって、それは人口減の当然ですよ。それで生活しているのは、それでも生活しているのは、農家から野菜をいただいたりとか漁師から魚などをお裾分けしてもらつたりとかという支え合うという状況、そのおかげもあるのかもしれないんですよ。

バスが一日に二便しか来ないんだと。行きと帰り、それしか来ないという現実の中では、生活は成り立たせていくというのがすごく大変だと思うんですよ。だから、車は一人一台というのが離島の常識だというお話をされていました。

例えばガソリン代という、先日仕事で私がお邪魔いたしました鹿児島県の本土で私が給油した際、一リットル当たり百七円、その後、同県内の離島で給油した際は一リットル百三十五円、この

差二十八円。これはかなり大きいですよ。

本法案の国境に近い島に人が継続して住めるようにすることが安全保障上においても重要だということも私も理解いたしますし、そのためにも離島振興が必要だという考え方にも大賛成なんです。逆に、離島という部分を選別せずに、どこが特定だ、どうしたとかという話じゃなくて、もつと幅広く大胆に離島振興に本気で力を入れてほしいんだというふうにさえ思うんですよ。

だから、先ほどの予算の話じゃないですけども、大体イメージとしてこれぐらいだという話が聞けたとしたら、もうちょっと離島の皆さんというものも、離島で暮らされている方々、人々に対しては本当に希望が持てる。メニユーだけではなく、それに対しての裏付けとなるような、これぐらいは付けようと思つていてという何か話も聞きたかつたという話なんですけれどもね。済みません。

そして、人口減少が続く離島をどうしていけばいいのかと、お金付けるだけいいのかという話なんですけれども、やはり本土からも移住したくなるような、そういう魅力、本気の離島振興策、必要だと思つてますよ。離島での子供の教育を充実させる必要性であると思われまますか。

○衆議院議員(武部新君) 委員の御指摘のとおり、離島の教育の充実の必要性というのは大変重要だと思つております。

今、離島振興法のお話もありましたけれども、離島振興法におきましても、第十五条で教育の充実について書かれております。教員、職員の定数

ですとかが第十五条に書かれておりますし、また、平成二十四年の振興法の改正におきましても離島振興活性化交付金を新しいメニユーとして用意させていただいて、高校生の修学支援を行つております。

こういった離島全体の教育を充実させる必要性というのは大変重要だと考えておりますが、本法

案の施策につきましては、有人国境離島地域が有する我が国の領海、それから排他的経済水域等の保全に関する活動拠点としての機能を維持するために特に必要な施策ということで、その観点から選定したものであります。検討段階では、もちろん委員の御指摘のとおり、教育等についても特定国境離島地域の地域社会の維持のメニユーに含めるべきじゃないかという議論もありましたけれども、それは、先ほど申し上げたとおり、国境離島に限らず一般の離島においても同様に必要な施策でありますので、今回は国境離島であるがゆえに特に必要であると思われる施策に絞つて実施することとしたものであります。

もちろん、先ほど申ししたとおり、離島の教育を充実させる必要性は十分に感じておりますので、今後、政府が国境離島を含めた離島全体に対して教育を一層充実させることを期待したいと思つております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

全ての離島が大切なんだというお話だったと思つています。その中でも、特定有人離島という部分に関して力を入れるんだというお話なんですけれども、メニユーを見ていくと、中身を見ていくと、高校に対する修学支援という部分は確かに存在するんですよ。例えば、船で学校に通うという高校生に対してその交通費という部分をアシストしたりだとかというふうな考えだと思つてはいるけれども、しかし、この離島振興法、元々の離島振興法でも本法案でも教育に関するものという、余り具体的なものというのがそんなに並んでいないんですよ。

現在、離島での、もちろんその特定有人離島という部分にも含まれます。教育に存在する大問題、定数についてお話しさせていただきます。

義務標準法では一学年四十人と定数が定められていると。ただし、二学年合わせて十六人以下しかいなければ一つの学級にしてよいとしてあるそうです。離島や山間部の場合これが当てはまっ

てしまうことが多い。

例えば一つの教室で、前の黒板、後ろの黒板を使つて二つの学年が背中合わせに授業をする、それを教えるのは一人の教員だという話なんですよね。ということは、教員の負担、これ二倍ですよね。子供たちの側も教えてもらふ内容というのは実質半分になつてしまふ。そういう教育を受けるために移住はちよつとやめておこうかな。そういう教育を是非受けたいんだという方いらっしゃるんですかね。一人の先生に掛かる負担というのが物すごく大きくなるわけで、しかも、子供たちがそれによつて本来なら学べるものが、それが半分ぐらいになつてしまふというような場所にわざわざ移住しようと思ふかなと。

ということを考えるならば、本場に特定有人離島として、日本のアウトライン、国境ラインに存在する島々だったりとかいろんなものに對して人口をもつと増やしていつて活性化していく必要があるというんだつたら、まずここに注目しなければ人口なんて増やうがないよなというふうに思ふんです。そんな教育を受けることになつたら移住は諦めるという方も出てくるのは困る。人口が減る現実を無視して人口を増やすことは不可能だと思ふんです。

鹿児島で該当する離島は十六から十七あるらしいんですけれども、その状態が全てに当てはまり、山間部においても同じ状況だと。先生たちは学力向上を求められる、一方で教員の削減も行われていくと、一人の教師に掛かる比重がとんでもないことになつていく。これでメンタル壊れたりとか過労死したりとかということになつていきますよね。とてもじゃないけど、離島から人が減っていくのは避けられないという状況だと思ふんです。

先ほど答弁いただいた際には、離島の教育の充実、必要という旨の御発言だったんですけども、本法案では初等教育に關しての記述というのが一切ございません。どうして記述がないのか

な。これは骨組みだけ決める、そういう法案だからだよと言われればそれまでなんですけれども、やはりそういうところにまで光を当てていただきたい。もちろん、その御認識がある方々だと、このような法案を出されるわけですから。法案提出された方々が責任を持つて先ほどの件も取り組んでいただけないかというお願いなんですけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(武部新吾) 先ほど答弁したとおりなんですけれども、教育について、特に離島の教育につきましても、離島振興法その他で充実していかなければならないという認識はございます。

ただ、本法案につきましては、領海及びEEZ等を適切に保全するために必要な施策の中で、その上で委員の御指摘のとおり、地域社会を維持することが一番保全に資する政策でございますので、したがつて、その上で航路、航空路の低廉化ですとか、あるいは教育もそうでありますけれども、やはり定住していただくには雇用もなくてはなりませんので、雇用の機会の充実ですとか、そういった国境離島を保全していく上で必要な施策に特に絞つて本法案について実施するというようにしたものであります。当然、教育の重要性については重々理解しておりますけれども、またこれは離島振興法を含め、政府の中でしっかりと教育を充実させる政策を実施していただくことを期待するものであります。

○山本太郎君 ちよつと話がかみ合っていないようですね。

私が出した例は鹿児島県の離島のお話で、離島全般に広げるという話ではなくて、特定有人国境離島、今回のこの法案に該当する場所の教育の問題をお話ししているわけなんです。だから、ちよつと話がかみ合っていないように思ふんですけれども。だから、飛行機とか輸送に係るものとか、もちろんそれ安くしていくということは必要だけれども、人口を増やしていくかなきゃいけない

という考えの下、その島を、やはり人口を減らしていつて人が住まなくなるような状況が危ないからこのような法案が作られているわけですよ。もちろん、ほかの離島と同じ教育のインセンティブを与えるということだけでは、このような法律というのは恐らく必要がないですよ。もつと掘り下げていただきたいというお願いだったんですけれども。

じゃ、もう一つ、済みません。

もちろん、いろんなインセンティブがあるんだと、特定有人離島に、何ですかね、された島々にはいろんなインセンティブがある、輸送費も交通費も雇用も広げる、漁業の経営も確保するというような話なんですけれども、その離島への特別な施策が実施される代わりに、いわゆる迷惑施設を押し付けられるなんていうことないですよ。そんなことはないですよといつていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(細田健一君) 先生今御指摘のとおり、本法案に基づく施策により離島に迷惑施設を押し付けるということには全く想定しておりません。これは、先ほどから申し上げておりました。本法案に列挙されております施策、国の行政機関の施設の設置でありますとか港湾等の整備、あるいは旅客定期航路事業に係る運賃の低廉化や雇用機会の拡充という政策メニューを並べておりますが、この内容を御覧になつていただければ御懸念は全く当たらないということをお理解いただければと思つております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

一言で答えていただきたいんです。ごめんなさい、防衛省、過去にFCILPを厚木基地で行つていたけれども、これが硫黄島に移つたその理由、簡潔に一言で言うとはですか。

○政府参考人(中島明彦君) 艦載機着陸訓練はその周辺に深刻な騒音問題を引き起こすものでございまして、そういう観点から、平成三年八月から硫黄島においてその訓練を行つております。

○山本太郎君 厚木で行われていたものが硫黄島に移つた、厚木から千二百キロ、これ騒音の問題が一番大きいんですよ。その硫黄島に移つた、空母に着陸するというものを練習する、戦闘機が、タッチ・アンド・ゴーと言われますよね、この訓練を、今種子島の横十二キロ、何も遮るものがない、しかも四十キロ先には世界遺産の屋久島、このようなところに移動させるというような話になつておるんです。

今回この法案で、馬毛島、今言いましたタッチ・アンド・ゴーの基地にされる馬毛島は、特定有人離島に指定されているんですよ。人住んでいないですよ、無人島ですよ。どうしてですかという話なんですけど、住民十一人いるからだという話なんです。確かに、この法案見てみたら、この法律において特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものをいふと書いてある。実際に今人々が住んでいて生活をしていくわけではない島に對してこの特定有人離島ということにしてしまふという話なんですけど。

これ、別に馬毛島や種子島がこの国境線を表すものに非常に重要な位置にあるという話ではないですよ。もちろん、南西防衛という部分に對しては必要な部分なのかもしれないんですけども、この馬毛島に關しては、これ、誰のためにこれ造るんですか、迷惑施設を。アメリカ様の空母に離着する訓練させるための施設を、もう既に硫黄島という騒音問題が解消されている場所にあるのにもかかわらず、またこつちに持つてくる。分かりますよね、言っている意味。

○委員長(神本美恵子君) 時間を過ぎておりますので、おまとめください。

○山本太郎君 ああ、そうですか、失礼しました。ありがとうございます。

じゃ、この質問に關してはまた次回やりたいと思います。今回のこの法案に對しても、非常にい

い部分と悪い部分、両方合わさっていて、この馬毛島の部分に関してはすごく問題があると感じております。

ありがとうございます。

○委員長 神本美恵子君 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 神本美恵子君 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長 神本美恵子君 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願(第一三八九号)(第一三九〇号)(第一三九一号)(第一三九二号)(第一三九三号)(第一三九四号)

一、特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願(第一四三三三号)

一、保育の拡充等に関する請願(第一四三三三号)(第一四三三五号)(第一四三三六号)

一、物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願(第一四三七七号)(第一四三八八号)(第一四三九号)

第一三八九号 平成二十八年四月一日受理
特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 浜松市 鳥山久栄 外二百三十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第一三九〇号 平成二十八年四月一日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 札幌市 高橋鉄雄 外二百三十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第一三九一号 平成二十八年四月一日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 大阪府枚方市 角良子 外二百三十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第一三九二号 平成二十八年四月一日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 大阪市 藤本亜理沙 外二百三十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第一三九三三号 平成二十八年四月一日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 広島県福山市 猪原真紀 外二百三十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第一三九四号 平成二十八年四月一日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 大阪府大東市 竹中マリ子 外二百三十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四一号と同じである。

第一四三三三号 平成二十八年四月五日受理

特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願

請願者 香川県坂出市 横井房子 外四十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第一四三四号 平成二十八年四月五日受理

保育の拡充等に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市 白石和子 外四十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一四三五号 平成二十八年四月五日受理

保育の拡充等に関する請願

請願者 茨城県取手市 池田光子 外四十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一四三六号 平成二十八年四月五日受理

保育の拡充等に関する請願

請願者 熊本市 西川悦子 外四十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一四三七号 平成二十八年四月五日受理

物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 長野県塩尻市 鈴木明子 外四十四名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一四三八号 平成二十八年四月五日受理

物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 福島県郡山市 増子武美 外四十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一四三九号 平成二十八年四月五日受理

物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関する請願

請願者 熊本市 西川悦子 外四十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆)

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講

じ、もつて我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有人国境離島地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- 一 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線（同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。次号において「領海基線」という。）を有する離島があるものに限り、内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 二 前号に定めるもののほか、領海基線を有する離島であつて現に日本国民が居住するものの地域

2 この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げるものをいう。

(国の責務)

第三条 国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第四条 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方向に関する事項

二 国の行政機関の施設の設置に関する基本的な事項

三 国による土地の買取り等に関する基本的な事項

四 港湾等の整備に関する基本的な事項

五 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に関する基本的な事項

六 広域の見地からの連携に関する基本的な事項

七 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する基本的な事項

八 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する基本的な事項

九 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する基本的な事項

十 雇用機会の拡充等に関する基本的な事項

十一 安定的な漁業経営の確保等に関する基本的な事項

十二 前各号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長（関係行政機関が国家公安委員会である場合にあつては、国家公安委員会）に協議しなければならない。

4 関係地方公共団体は、基本方針に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第三項及び前項の規定は、基本方針の変更にについて準用する。

(国の行政機関の施設の設置)

第五条 国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置しよう努めるものとする。

(国による土地の買取り等)

第六条 国は、有人国境離島地域内の土地であつて、当該有人国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(港湾等の整備)

第七条 国及び地方公共団体は、領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動に利用される有人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外国船舶による不法入国等の違法行為の防止)

第八条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域及びその周辺の海域について、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

て、当該有人国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(港湾等の整備)

第七条 国及び地方公共団体は、領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動に利用される有人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外国船舶による不法入国等の違法行為の防止)

第八条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域及びその周辺の海域について、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域の見地からの連携)

第九条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全を図るに当たっては、当該有人国境離島地域を超える広域の見地からの関係機関の連携が図られるよう配慮するものとする。

(都道県計画)

第十条 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画（以下単に「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の基本的方針に関する事項

二 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する事項

三 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する事項

四 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項

五 雇用機会の拡充等に関する事項

六 安定的な漁業経営の確保等に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し必要な事項

3 都道府県は、特定有人国境離島地域について計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該特定有人国境離島地域である市町村の意見を聴かなければならない。

4 その全部又は一部の区域が一の特定有人国境離島地域である市町村は、当該特定有人国境離島地域に係る計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、都道府県に対し、当該特定有人国境離島地域について計画を定めることを要請することができる。

5 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る特定有人国境離島地域について計画を定めなければならない。

6 都道府県は、計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、直ちに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定により計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

8 内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画が基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

9 内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

10 第三項、第四項及び第六項から前項までの規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化)

第十二条 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等(特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業及び同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業をいう)に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとする。

(国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化)

第十三条 国及び地方公共団体は、国内定期航空運送事業(特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航空路における航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業をいう)に係る旅客の運賃の低廉化について特別の配慮をするものとする。

(生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減)

第十四条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であつて、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(雇用機会の拡充等)

第十五条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において事業を営み、又は営もうとする者が行うその事業の事業規模若

しくは事業活動の拡大又は事業の開始に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の事業に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成するため、職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安定的な漁業経営の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域においては漁業が重要な産業であること及び我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、特定有人国境離島地域における安定的な漁業経営の確保を図り、及び特定有人国境離島地域の周辺の海域における我が国の領海、排他的経済水域等の適切な管理に資するため、特定有人国境離島地域の住民であつて特定有人国境離島地域の周辺の海域において漁業を営むものが行う漁船の操業に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(啓発活動)

第十七条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の必要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法平成十一年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十九年三月三十一日

一 有人国境離島地域(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第 号)第二条第一項に規定するものをいう)の保全及び特定有人国境離島地域(同条第二項に規定するものをいう)に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 計画(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう)に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

(総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例)

第四条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の三第一項に規定する事務のほか、平成三十九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表平成三十九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第二十九条の規定を第二十九条中海洋基本法第三十六条の改正規定に、

「平成三十年四月一日を平成二十九年四月一日」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九条中海洋基本法第三十五条第一項の改正規定 平成二十八年四月一日又は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第 号)の公布の日をいつれか遅い日

別表(第二条関係)

特定有人国境離島地域の名称		特定有人国境離島地域を構成する離島		都道府県		市町村	
利尻・礼文		礼文島	利尻島	北海道		礼文町	利尻町
奥尻島		奥尻島		北海道		奥尻町	尻富士町
伊豆諸島南部地域		三宅島	御蔵島	東京都		三宅村	御蔵島村
		八丈島				八丈町	

		佐渡	青ヶ島		青ヶ島村
		舩倉島	舩倉島	石川県	輪島市
隠岐諸島	島後		島根県	隠岐の島町	
	中ノ島			海士町	
	西ノ島			西ノ島町	
	知夫里島			知夫村	
	見島		山口県	萩市	
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	長崎県	対馬市		
杓岐島	杓岐島 若宮島 原島 長島 大島	長崎県	杓岐市		
五島列島	宇久島 寺島	長崎県	佐世保市		
	六島	野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島		小値賀町	
	斑島			新上五島町	
	中通島	頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有			
	福島	漁生浦島			
	奈留島	前島 久賀島 藤小島 枕島 福江島		五島市	
	赤島	黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島			
	江島	平島		西海市	
	甌島列島	上甌島 中甌島 下甌島	鹿児島県	薩摩川内市	
	種子島	種子島	鹿児島県	西之表市	
		馬毛島			南種子町
屋久島		口永良部島		西之表市	
三島	竹島 硫黄島 黒島	鹿児島県	屋久島町		
吐噶喇列島	口之島 中之島 諏訪之瀬島 平島 悪石島 小宝島 宝島	鹿児島県	三島村		
			十島村		

平成二十八年四月二十八日印刷

平成二十八年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A